

政治倫理条例

Q：憲法第21条1項違反にならないか。議員活動の自由を制限するのではないか。

A：あくまで倫理に関する内容ですので、議員活動の自由を制限するものではありません。

Q：なぜ、第2条と第4条を急に変更（修正）したのか。

A：他の自治体において同様の条例に関し、最高裁にて争われたケースもありましたので顧問弁護士に相談し、修正することを判断いたしました。

Q：政治倫理条例の制定に関しては、広島県府中市で憲法違反にあたるとして訴訟となり、最高裁まで争ったケースがあった。結果的に憲法違反ではないとの判決となったが、本市の政治倫理条例の場合、どう考えているのか。

A：ご質問のとおり、広島県府中市では政治倫理条例の制定に関し、最高裁まで争った経緯がございます。そういったことを踏まえ、本市の政治倫理条例（案）は、広島県府中市と全く同じ内容ではございませんが、判決内容を参考にさせていただいており、意見には当たらないと考えております。

政治倫理条例は多くの自治体で制定されており、規制の程度や条文の表現にそれぞれ細かな違いがあり、違憲か合憲かについてはこの場でお答えできるものではありません。あえて申し上げさせていただきますと、最高裁判決のた広島県府中市以外の政治倫理条例制定市町村はすべて同じ状況下にあると言えます。

Q：工事の規定は、憲法第22条1項、29条に違反していないか。

A：広島県府中市での判決においても、「2親等規制を定める規定は憲法第22条1項、29条に違反するものではないと解されるのが相当」と判決が出ている。

請負契約等への応募を辞退しなければならないものと規定しているものの、事態を法的に強制する規定は設けておらず、仮に契約を締結しても私法上は無効となるものではないため、反してはいないと考えます。

Q：1親等とした根拠は。

A：1親等の根拠はございませんが。なお、土浦市は1親等、石岡市は2親等となっており、参考にはしております。

Q : 議員の政治倫理条例は、市長とは別に制定すべきではないか。

A : 市長、議員の政治倫理条例は、別に制定されている例もあるが、
一体条例という形式の手法もある。茨城県内では 18 の自治体が
一体条例の形式で制定されている。

**Q : 地方自治法第 221 条第 3 項の法人と第 284 条第 1 項の組合に該
当するものはあるのか。**

A : 第 221 条第 3 項の法人は当市が設立並びに資本金等を 1/2 以上
を出資している社団法人、財団法人、株式会社
また、当市が設立並びに資本金等を 1/4 以上 1/2 未満を出資して
いる社団法人、財団法人、株式会社うち条例で定めるもの
第 284 条第 1 項の組合は一部事務組合、広域連合となります。

**Q : 第 4 条に応募を辞退しなければならいとあるが、入札参加資格
はあるということか。**

A : 入札参加資格書類の提出までは制限していないので、書類を提出
すれば参加資格はあることとなります。

**Q : 第 4 条の辞退とはどういう意味か。入札に参加できないのでは
ないのか。**

A : 入札参加の資格はあるが、辞退していただくという意味です。

**Q : 実質的に経営にかかわる企業の説明の (1) で、なぜ資本金に準
ずるものが 1/3 なのか。**

A : 株式会社の株主総会の重要な事項を決定する際の決議に特別決
議があります。

資本金を 1/3 を超えて出資している場合、特別決議を行使でき
ます。

特別決議は、会社にとって重要な事項を決定する際の決議とな
る理由からです。

**Q : 実質的に経営にかかわる企業の説明の (2) で、なぜ 300 万円を
超える報酬としたのか。**

A : 所得において、300 万円未満の場合、雑所得とされており、300
万円を超えた場合は主たる所得として社会通念上の事業と称す
る事業所得と解されるからです。

Q : 経営方針に明らかに関与しているとはどういうことか。

A : 経営方針とは、企業が事業を展開するために必要な行動や考え方
を目標として具体的に示したものです。

Q : 経営方針に明らかに関与しているかは、何を持って判断するのか。本人がかかわっていないと言え、どう証明（証拠は、エビデンスは）するのか。

A : 証明するものがない限り、倫理観に則って、本人が関わっていないというのであれば、そうなります。

Q : 第 4 条第 3 項では実質的に経営に携わっている場合、当該企業の辞退届を提出するよう努めなければならないとされているが、ここまでする必要があるのか。

また、提出しなかった場合はどうなるのか。

A : 辞退届の提出は義務ではありません。また、提出しなかった場合は、審査会開催の一つのケースになると思います。

Q : 第 5 条 3 項の地方自治に理解があり、専門知識を有する者とは、どのような人を想定しているのか。

A : あくまで現時点での想定となりますが弁護士、税理士、大学教授といった方々です。

Q : 第 6 条の調査請求権を市民 300 人以上の連署とした理由は。

A : 地方自治法の住民監査請求は有権者数の 1/50 で概ね 680 人の連署が必要となる。参考として近隣市を見ると土浦市は 100 人、石岡市は 200 人としている。本市は、先ほど申し上げた住民監査請求の 680 人の概ね半数として設定した。

Q : 第 7 条は、第 4 条に関する内容について市民の連署がなくても調査を依頼できるということか。

A : こちらについては、市の工事等の契約に関する遵守事項に違反があった場合、市長又は議長が証拠書類を添えて審査会に調査を依頼する内容となります。

Q : 第 3 条の（6）では、「請負契約と一般物品契約に関して」という表現だが、第 4 条では、請負契約と一般物品契約のほかにも下請工事と業務委託契約も書かれているが、どういうことなのか。

A : 第 4 条から説明いたしますと条文の中の法第 9 2 条の 2 は議員の兼業禁止の条項で、簡単に申し上げますと請負契約を制限する内容となります。ここでいう請負とは、請負契約のほかにも委託契約も含まれると解釈され、より具体的に表現しています。しかし、この中に下請工事は、含まれておりませんので、倫理条例として一段踏み込んだ内容で制限をしております。

次に第 3 条ですが、こちらの条文の請負契約は、第 4 条の内容を端的に、概括的に表現した内容となります。